「司令」の用例(法律のみ対象)13法律

1 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

(平成十六年法律第百十七号)

(被拘束者の引渡し等)

第六条

2 出動自衛官は、前項の規定にかかわらず、指定部隊長よりも近傍に抑留資格認定官(方面総監、地方総監又は航空方面隊司令官その他政令で定める部隊等の長をいう。以下同じ。)が所在するときは、防衛大臣の定めるところにより、被拘束者を当該抑留資格認定官に引き渡すことができる。

2 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

(平成四年法律第七十九号)

(武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)

附 則 (平成二九年六月二日法律第四二号)

第四条

第六条第二項中「若しくは航空混成団司令」を削る。

3 連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律

(昭和三十四年法律第百六十五号)

(返還善後処理金の額及びその支払の方法)

第三条

返還善後処理金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、(略)第八号の場合にあつては連合国最高司令官からの返還等の要求があつた日からそれぞれこの法律の施行の日の前日までの期間に応じて年五分の利率で計算した金額を加算した金額とする。この場合において、第八号の場合で、同号に掲げる者が既に返還政令附則第十二項の規定により支払を請求することができる金額を受領している場合にあつては当該金額につき連合国最高司令官からの返還の要求があつた日(以下この項において「返還要求の日」という。)から(略)施行の日の前日までの期間に応じて年五分の利率で計算した金額を更に加算した金額とする。

4 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律

(昭和二十九年法律第百四十八号)

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等)

第一条

政府は、(略)特別措置法附則第二項の規定中「この法律施行の際、連合国最高司令官の要求に基く使用を現に継続している土地等で、(略)と読み替えるものとする。

5 自衛隊法

(昭和二十九年法律第百六十五号) (編成)

第十条

- 2 陸上総隊は、陸上総隊司令部及び団、連隊その他の直轄部隊から成る。
- 6 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び 区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時 特例に関する法律

(昭和二十七年法律第百十二号)

附 則

2 この法律施行前に連合国軍の権限ある官憲の正当に認証した証明書により関税及び内 国消費税の免除を受けて輸入した物品及び連合国軍総<mark>司令</mark>部覚書等により関税及び物品税 の免除を受けて輸入した自動車は、他の法律により関税及び内国消費税の免除を受けたも のを除く外、この法律施行後は、第六条の規定の適用を受けて輸入した物品とみなす。但 し、当該物品が既に関税を課せられたものである場合は、この限りでない。

7 旅券法

(昭和二十六年法律第二百六十七号)

この法律施行前に連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対して発給する旅券に関する政令及び日本政府在外事務所の発給する旅券及びその取り扱う旅券事務に関する政令に基いてされた旅券の発給若しくは交付、渡航先の追加、書換発給又は再発給の申請で、この法律施行の際当該申請に対する処分がされていないものは、それぞれこの法律中の相当する規定に基いてされた申請とみなす。

8 日本政府在外事務所設置法

(昭和二十五年法律第百五号)

(在外事務所の所掌事務)

第三条

十二 本邦の重要法令(連合国最高司令官の指令を含む。)を在留邦人に周知させること。

9 地方税法

(昭和二十五年法律第二百二十六号)

附 則 (昭和二九年五月一三日法律第九五号) 抄

2 4 昭和二十七年五月十五日以前において旧連合国最高司令官の要求に基いて使用されていた土地又は家屋で政令で指定する区域にあるものが返還された場合において、昭和二十九年七月一日以後当該土地に家屋を新築し、又は当該家屋を増築し、若しくは改築したときは、その新築、増築又は改築が当該土地等の返還を受けた日から三年以内に行われたものである場合に限り、当該新築、増築又は改築については、不動産取得税を課さないものとする。

10 地方公務員法

(昭和二十五年法律第二百六十一号)

附 則

7 昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡に基く臨時措置に 関する政令(昭和二十三年政令第二百一号)は、職員に関してはその効力を失う。

11 海上保安庁法

(昭和二十三年法律第二十八号)

附 則 抄

第三十九条

この法律施行の際現に存する法令(連合国最高司令官の指示に従い制定された法令を除く。)の規定でこの法律の規定に反するものは、その効力を失う。

12 国家公務員法

(昭和二十二年法律第百二十号)

第一次改正法律附則 (昭和二三年一二月三日法律第二二二号) 抄

第八条

昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令(昭和二十三年政令第二百一号)は、国家公務員に関して、その効力を失う。

13 消防組織法

(昭和二十二年法律第二百二十六号)

(恩給法等の準用)

附 則

第二条

2

二 消防司令補である消防吏員